

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地利用集積円滑化事業の改善命令 (第 11 条の 9 準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 15

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 9
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し (第 11 条の 10 準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 15

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 10
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、以下の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた者が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第 2 号に掲げる者 (農地売買等事業を行っている場合は、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人) でなくなったとき。</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた者が法第 11 条の 15 で準用する法第 11 条の 8 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 農地保有合理化法人が法第 11 条の 15 で準用する法第 11 条の 9 の規定による命令に違反したとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農業経営改善計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 13 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 13 条第 2 項、第 12 条第 4 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、以下の 1 又は 2 に該当する場合には、農業経営改善計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>1. 農業経営改善計画 (計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。) が以下の(1)から(4)に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(4) その農業経営改善計画に法第 13 条第 2 項に規定する関連事業者等 (耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人 (以下「農業生産法人」という。) を除く。) が法第 12 条第 3 項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者 (農業生産法人であるものに限る。) に出資をする計画が含まれる場合には、当該出資が以下のアからウに掲げる要件に該当すること。</p> <p>ア 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合には、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者 (当該関連事業者等を含む。ウにおいて同じ。) の有する議決権の合計が総株主の議決権の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p> <p>ウ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社である場合には、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者の数が社員の総数の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p> <p>2. 農業経営改善計画について町の認定を受けた者若しくはその者に係る法第 12 条第 3 項に規定する者が認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	青年等就農計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 2 項・第 3 項、第 14 条の 5 第 2 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 1 条の 2、第 15 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、認定に係る青年等就農計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が次に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(3) 年齢が 65 歳未満であつて①～⑤に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項が農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。</p> <p>① 商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者</p> <p>② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>③ 農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者</p> <p>④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農用地利用集積計画のうち賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、以下の(1)又は(2)に該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち(1)又は(2)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	農用地利用規程の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 3 項 農業経営基盤強化促進法施行令第 10 条 農業経営基盤強化促進法施行規則第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、農用地利用規程の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）が以下の(1)から(3)のいずれかに該当すると認められる場合は、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定に係る農用地利用規程（規程の変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないとき。</p> <p>(2) 認定団体が法第 23 条第 1 項に規定する団体でなくなったとき。</p> <p>(3) 法第 6 条第 5 項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（規程の変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）が法第 23 条第 3 項第 1 号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、認定団体が遅滞なく農用地利用規程について変更の認定を受けなかったとき（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更を除く。）。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 3 月 31 日